

議案第 9 号

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 広告物等の制限（第2条～第12条）

第3章 監督（第13条～第21条）

第4章 屋外広告業の登録等（第22条～第38条）

第5章 屋外広告物審議会（第39条）

第6章 雑則（第40条～第43条）

第7章 罰則（第44条～第46条）

附則

第1章 総則

第1条中「広告物」という。）」の次に「及び屋外広告業」を加え、同条の次に次の章名を付する。

## 第2章 広告物等の制限

第12条第2項中「それら」を「これら」に、「貼付」を「貼付<sup>ちょう</sup>」に改め、同条の次に次の章名を付する。

### 第3章 監督

第26条を削り、第25条を第45条とし、第24条を削り、第23条を第42条とし、同条の次に次の1条、章名及び1条を加える。

(委任)

第43条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

### 第7章 罰則

(罰則)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者（第36条第1項に規定する者を除く。）
- (2) 不正の手段により第22条第1項の登録を受けた者
- (3) 第35条第1項又は第36条第6項の規定による営業の停止の命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第12条第3項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (3) 第13条第1項又は第3項の規定による市長の命令に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処す

る。

(1) 第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第31条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

4 第20条第1項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

第22条を第41条とする。

第21条の見出しを「(屋外広告物審議会)」に改め、同条を第39条とし、同条の次に次の章名及び1条を加える。

## 第6章 雑則

(手数料)

第40条 第3条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、別表に定める手数料を徴収する。

2 第22条第1項の規定に基づく登録(同条第2項の規定に基づく登録の更新を含む。)の申請に対する審査を行う場合は、1件につき10,000円の手数料を徴収する。

3 前2項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第20条中「市長は、」の次に「本市内において」を加え、同条を第34条とし、同条の次に次の4条及び章名を加える。

(登録の取消し等)

第35条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一

部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第22条第1項の登録を受けたとき。
- (2) 第25条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(神奈川県知事の登録を受けている者に関する特例)

第36条 第22条から第29条まで及び前条の規定は、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）の規定に基づく神奈川県知事の屋外広告業の登録（以下「県知事登録」という。）を受けている者（屋外広告業者又は第25条第1項各号に該当する者を除く。）には適用しない。

2 前項に規定する者であって本市内において屋外広告業を営むものについては、第22条から第29条まで、前条並びに前項及び第4項の規定を除き、屋外広告業者とみなして、この条例の規定を適用する。

3 第1項に規定する者は、本市内において屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 屋外広告業者は、県知事登録を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該屋外広告業者に係る第22条第1項の登録は、その効力を失う。

5 前2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項について変更があったとき、又は本市内において屋外広告業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

6 市長は、第1項に規定する者であって本市内において屋外広告業を営むものが、第25条第1項第2号若しくは第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき、又はこの条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例若しくはこれらに基づく処分に違反したときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて本市内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

7 第25条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

8 市長は、第3項若しくは第4項の規定による届出又は第5項の規定による変更の届出があったときは、遅滞なく、特例屋外広告業者届出簿（以下「特例届出簿」という。）に記載し、一般の閲覧に供するものとする。

9 市長は、第3項又は第4項の規定による届出をした者について、第5項の規定による廃止の届出があったとき、又は県知事登録がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、特例届出簿からその記載を抹消するものとする。  
（処分簿の備付け等）

第37条 市長は、屋外広告業者監督処分簿（以下「処分簿」という。）を備え、第35条第1項又は前条第6項の規定による処分をしたときは、処分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

2 市長は、処分簿を一般の閲覧に供するものとする。

（立入検査等）

第38条 市長は、第22条から前条までの規定による権限を行うため必要があるときは、その必要な限度において、本市内において屋外広告業を営む者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第20条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第5章 屋外広告物審議会

第19条を削り、第18条を第30条とし、同条の次に次の3条を加える。

(業務主任者の選任)

第31条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は他の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う前条第1項の講習会に相当する講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者若しくは職業訓練修了者又は広告美術仕上げに係る技能検定合格者
- (5) その他市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 前項の業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第33条に規定する帳簿の作成及び管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告物の表示又は掲出物件の設置に係る業

務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第32条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第33条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、規則で定める広告物及び掲出物件に関する事項を記録した帳簿を備え、並びにこれを保存しなければならない。

第17条を削る。

第16条第2項中「表示され、又は設置されていた広告物又は」を「表示されていた広告物又は設置されていた」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の章名及び8条を加える。

#### 第4章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第22条 本市内において、屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第23条 前条第1項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「登録申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 本市内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者(屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。)にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 第31条第1項の規定により営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 登録申請書には、登録申請者が第25条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第24条 市長は、前条の規定による登録申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)



第25条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第22条第1項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第35条第1項の規定により営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第31条第1項の規定により営業所ごとに選任しなければならない業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更の届出）

第26条 屋外広告業者は、第23条第1項各号に掲げる事項に変更のあった

ときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、当該届出があった事項を登録簿に登録するものとする。

3 第23条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(登録簿の閲覧)

第27条 市長は、登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第28条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 第22条第1項の登録に係る屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第22条第1項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第29条 市長は、第22条第2項、前条第2項若しくは第36条第4項の規定により第22条第1項の登録がその効力を失ったとき、又は第35条第1

項の規定により第22条第1項の登録を取り消したときは、登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消するものとする。

第15条を削る。

第14条第1項中「この条例」を「第2条から前条まで」に改め、「若しくは資料の提出」を削り、「命じた者をして」を「職員に、」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同条第2項中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第20条とする。

第13条の7を第19条とし、第13条の6を第18条とし、第13条の5を第17条とし、第13条の4を第16条とし、第13条の3を第15条とし、第13条の2を第14条とする。

本則に次の1条を加える。

(過料)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第28条第1項又は第36条第3項から第5項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第32条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第33条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は帳簿を保存しなかった者

別表中「(第15条関係)」を「(第40条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例(以下「旧条例」という。)第17

条第1項の規定に基づき届出をし、屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から起算して1年間（当該期間内に改正後の条例（以下「新条例」という。）第25条第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第22条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けずに引き続き本市内において屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項の場合においては、同項の規定により引き続き本市内において屋外広告業を営む者を新条例第22条第1項の登録を受けた者とみなして、新条例第26条第1項及び第3項、第28条、第31条、第33条、第35条（登録の取消しに係る部分を除く。）並びに第37条（新条例第36条第6項の規定による処分に係る部分を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新条例第26条第1項中「第23条第1項各号」とあるのは、「第23条第1項第1号、第2号及び第5号」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告業の登録等について必要な規定を整備するため、この条例を制定するものである。